

学校教育における「知的生産の技術」について(その1)

藤本 ますみ

目次

はじめに

1 学校では「知的生産の技術」は教えない

- (1) モノから情報へ—価値観の転換—
- (2) 「情報のキャッチボール」が価値を生む時代
- (3) 学校では「知的生産の技術」は教えない

2 何故、学校教育では「知的生産の技術」を教えないのか

- (1) 教育課程の基準と学習指導要領について
- (2) 新しい教育課程の基準の改善について

3 「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善」および「21世紀の大学像と今後の改革方策について」と、「知的生産の技術教育」との関連性について

- (1) 「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善（平成10年）」との関連性について
- (2) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について（平成10年10月26日答申）」との関連性について
- (3) 文明における言語の重要性

4 日本国と国語との関係について

- (1) 英語公用語論について
- (2) 世界の情報戦争と日本語の表記
- (3) 学校教育への「知的生産の技術」導入の課題

おわりに

【注】

【資料】

【引用文献】

【参考文献】

はじめに

梅棹忠夫著『知的生産の技術』（岩波新書）は、1969年7月21日第1刷発行となっている。発売と同時に爆発的なベストセラーとなり、以来ずっとロングセラー(*1)を続け、今日にいたっている、ときいている。

研究者や学生はもとより、教員、会社員、主婦にいたるまで、多少とも知的活動にたずさわっている人であれば、基本図書として一度はこの本を手にしたことがあるのではないだろうか。

わたくしは著者が原稿執筆中からずっと、秘書としてかかわってきたこと也有って、この本はいつも手もとにおいて、何度も読み返している。そしてその都度、何か新しい発見がある。なかでも「はじめに」の章は、知的生産の概念や、現代人にとっての知的生産の技術の意味といった、総論的な内容が扱われているので、読み直すことが多い。それらは30年たった今も、少しも古さを感じさせないし、問題意識をもって読めば、かならず考えるヒントを授けてくれる。増し刷りを重ねながらも、同書が初版のままなのも、原典としての鮮度を物語つていよう。

今年、1999年は、この本の出版から30周年という節目の年にあたるということ也有って、かねてから気になっていた次の言葉に注目して、今回は学校教育における知的生産の技術について考えてみたい。

学校では知識はおしえるけれど、知識の獲得のしかたは、あまりおしえてくれないのである。そのことは、中学・高校ばかりか、ざんねんながら学問の府であるところの大学においても、おなじである。しばしば、「大学は学

問をおしえるところではない。学問のしかたをおしえるところだ」ということがいわれる。しかし、じっさいはやはり、大学においても、学問の方法をおしえるよりも、学問の成果をおしえるほうに熱心である。（『知的生産の技術』3ページ）

1 学校では「知的生産の技術」は教えない

著者の梅棹忠夫は1920年生まれであるから、学校教育を受けた時期といえば、1920年代後半から1940年代の前半までであろうか。引用文に書いてあることは、当時の学校で受けた教育を振り返って述べているものであろう。

(1) モノから情報へ—価値観の転換—

1920年代から40年代にかけての日本といえば、戦争をはさんで工業が盛んになっていった時代である。その頃の生産手段は、天然資源と人間の労働力であった。肉体労働によるモノづくりや、石炭・石油によるエネルギーの生産といった「物質的生産」のほうが、人間の知的活動による「情報生産」よりも価値が高かった。工業中心時代の日本の教育が、学問的知識や生産技術の導入に熱心であったことは、国家や国民にとってそれが必要であった、つまりそれらが富を生むことがわかっていたからである。国土が狭く資源も限られ、そこに1億の人口をかかえた日本は、効率の良い米作りと、安くて品質のよい工業製品を生産し、輸出することを目標にがんばってきた。日本人はひたすら働き続け、モノづくりに励んできたのである。

ところが、50年代以降、皇太子殿下（現天皇）の御成婚（1959年）や東京オリンピック（1964年）をきっかけに、テレビと電話の一般家庭への普及が一挙に早まった。これらは情報伝達やコミュニケーションのための道具であるが、このころからモノの価値が、物質そのものの持つ価値から、それに付随している情報の価値で判断されるようになってきた。つまり、わたしたちの求める価値観が「モノ」から「情報」へと移行したのである。

ここにいたって、人間の知的活動が「生産的な意味」を持つようになってきた。日本の産業構造は、それまでの物質的生産から知的生産、つまり情報産業へとシフトしはじめたのである。

(2) 「情報のキャッチボール」が価値を生む時代

21世紀があと1年たらずには迫っている現在、私たちの生活は「情報の生産」なしには成立できなくなっている。

たとえば、夏休みに友だちとグループ旅行をする、と決めたとしよう。行き先を決めるため、乗り物や宿泊施設、観光名所などの情報を収集し、参加者に提示して目的地と日取りを決定。代表者が予約を入れ、費用を支払い、切符と予約クーポンを受け取る。旅行日程表を作り、当日の集合場所などをきめて、全員にメールで送る。旅行保険をかけ、持ち物などの準備をして出発。十分楽しんで帰ってきたら、写真やビデオの整理をして、写真の交換やビデオ鑑賞会を開く。旅先で事故があったら、保険会社へ連絡、その指示にしたがって手続きをとることになるだろう。

人はこのように、他人の生産した多くの情報の中から、自分に必要な情報を選び取り、それに創意工夫を加えて新しい情報に作りかえ、ふたたび必要としている人に伝達していく。こんなことは、今ではあまりにも当たり前すぎて、いちいち自覚していないが、この「情報のキャッチボール」こそが新しい価値を生み、社会を支えているのである。

インフォメーションテクノロジーの発達した今日、「情報の生産と交換」が人間の行動を決定する。その結果、サービス産業、メディア産業、流通産業、通信業、金融業といった業種が、経済活動の中心になっていく。

情報社会を動かす情報の生産は、人間のものを考える力、すなわち創造的な知的活動によって生まれる。創造的知的活動は「個人の知的生産の技術」に負うところが大きい。

(3) 学校では「知的生産の技術」は教えない

インターネットの普及で、パソコンは1人1台、買い物はカード決済、これも近い将来、電子決済に変わろうとしている。企業ではすでに電子商取引がはじまっている。小学校にもパソコン教室が作られ、子どもたちもインターネットを楽しんでいる。このような風景が当たり前になってきた現在、情報の生産、つまり創造的知的活動を支える「知的生産の技術」にかかわる教育が、学校の授業でどの程度、行われているのであろうか。

「学校では知識はおしえるけれど、知識の獲得のしかたは、あまりおしえてくれない」ということについていえば、梅棹先生より20年ばかり遅く生まれている私自身の経験に照らし合わせてみても、学校とはそういうところであったように思う。先生や私よりも若い世代の人びと、そして現役の児童生徒学生たちは、どうなっているのだろうか。

それを知るために「あなたの小・中・高校時代は、どうでしたか」と、周囲にいる学生や働いている人たちにたずねてみた。この1年間で50人以上の人々にインタビューをしている。年齢は10代後半から60代までである。たずねた全員から「わたしたちも、読書の仕方、ノートの取り方、文章の書き方、資料の探し方や整理方法といったことは、学校では習いませんでした」という答えが返ってきた。

「でも何か、少しでも関係のあるようなことは習いませんでしたか」としつこくたずねると、しばらく考え込んでから、数人の人が、次のようなことを話してくれた。

・読書感想文というのはよく書かされましたけれど、読書の仕方や文章の書き方については教えてもらいました。夏休みの宿題に日記を書かされましたが、毎日、書くことがなくて、困っていたことを覚えています。

（企業事務職員）

・作文は原稿用紙に書くということ、書き出しや改行したときは一字下げで書く、ということは、作文の授業のときに習いました。（短大学生）
・作文の時間にはよく「起承転結を考えて書きなさい」といわれましたが、

文章を書く技術の具体的な指導を受けたことはありませんでした。（短大学生）

- ・レポートや論文の書き方ですが、大学で自分が書かなければならなくなつて、必要に迫られて自分で調べたり、他の人の書いたものを参考にしたりしました。でも、書き上げてから「注」や「参考文献」の書き方を直されて苦労しましたよ。ああいうことは授業できちんと教えてもらえると助かりますね。（短大教員）
- ・そういえば、履歴書の書き方は、小学校六年生の「習字」の授業で習いましたね。（高校教員）
- ・学校からもらってきた試験や成績表は、整理の仕方を知らなかつたので、たまると段ボールに詰めこんで残していました。ファイリングシステムは、仕事についてから職場で覚えました。これは家庭でも職場でも一生、役に立つことだから、小学校で教えればいいのにね。（企業社員）
- ・2年前まで高等学校の国語科の教員をしていました。学校は受験校だったので、授業のなかでは『知的生産の技術』に書いてあるようなことを教える時間はありませんでした。でも、あの本は自分で読んで感心していたので、生徒たちには、いい本だから読め、とすすめていました。わたしは滋賀県の国語科の高校教員の勉強会「国語教育研究会」のメンバーでしたが、県下の高校では国語科のなかで、「知的生産の技術」にあるような内容を教えている、とはきいたことがありませんでした。（退職高校教員）
- ・講義中、学生たちの様子を見ていると、黒板に書いたことを写すだけで、きいた話をまとめてノートできる学生はほとんどいません。講義だけで板書しない先生の授業は、ノートできない、何をどう書けばいいのかわからぬわからないわからない、といいます。わたしはいま、学生にノートの取り方を教えてています。（短大教員）

以上のことから、戦前・戦後にわたってこれまでに、学校教育のなかで、知的生産の技術の内容が、体系的に教えられていないことがはっきりした。

これだけの情報社会になっても、日本の教育機関である学校がいまだに情報の扱い方や活用方法などといった、人間の知的活動を生産化する技術の教育を、学校教育に取り入れていないとすれば、これは問題ではなかろうか。いくら学校に最新のコンピュータを導入して、インターネットで情報を収集しても、それを人間の知的活動に活かす技術を持たなければ、必要な情報の取捨選択の判断もできないだろうし、集めた情報を有効に活用し、新しい情報を創造して発信していくことも難しいであろう。

「知的生産の技術」とは、すでにある情報に個人の知的活動を働かせて創造的情報に変えていく技術のことである。「日本人は他人が創作したものを取り入れて改良することは得意だが、独創的な発想で新しいものを創るのは不得手である」といわれるのも、知識にかたよった教育に力を入れすぎ、自らの頭脳でものごとを考える力や創造力を鍛える教育を、長年にわたって怠ってきたことが、その素因ではなかろうか。

2 何故、学校教育では「知的生産の技術」を教えないのか

世界の情報化がここまで進んだ社会になっても、日本の学校教育においては、それに対応した知的生産の技術にかかる教育が行われていないことが明らかになった。しかし、それは何故なのであろうか。そしてまた、知的生産の技術は、今後とも、学校教育の場で教えられる可能性はないのであろうか。

(1) 教育課程の基準と学習指導要領について

ところで、ここで問題にしている学校とは「学校教育法」に定める学校のことである。学校教育法に定める学校(*2)とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園となっている。これらの学校における教育は、学校教育法施行規則（昭和22年5月23日 文部令11）にある「教育課程の基準」を方針とする「学習指

導要領」によって決められる。

学校教育の内容は、時代や社会の変化にともなって隨時、見直され、それにともなって「教育課程の基準」も、数年に一度、改正されている。その手続きとしては、文部大臣がその諮問機関である教育課程審議会に、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改正」について諮問を行う。それをうけて教育課程審議会は、中央教育審議会および臨時教育審議会の提言をふまえ、これまでの例でいえば2年程度の年月をかけて審議し、答申を行っている。

教育課程審議会からの答申を受けた文部省は、答申の内容を反映させながら、教育課程の基準および学習指導要領の改正を行い、文部大臣名でそれらを告示する。学校では、文部省のきめた教育課程の基準と学習指導要領の方針をうけて、新しいカリキュラムの編成を行い、社会と時代の求める人間像にあわせた教育を行ってきた。

現行のカリキュラム編成の基盤となっているものは、昭和60年9月の文部省の諮問により、昭和62年12月24日に答申のあった「教育課程の基準の改正^(*)3)」をもとに改訂され、平成元年3月15日に告示のあった教育課程の基準と学習指導要領（学校教育法施行細則の一部改正）によるものである。これは、平成6年度から学年進行をもって実施されているが、残念ながら、その中には「知的生産の技術」を内容とするような教科はみあたらない。したがって、「知的生産の技術」は学校教育のなかに組み込まれていないのである。

(2) 新しい教育課程の基準の改善について

それでは、わが国の学校教育について、その方針を決める立場にある文部省は、世界が、なおいっそうの情報社会に向かっている現在、つぎの世代をになう日本人に、どのような教育が必要であると考えているのであろうか。

このことに関連して文部大臣は、平成8年8月、教育課程審議会に、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程

の基準の改善について」という内容で諮問を行った。

それに応えて教育課程審議会は、「幼児児童生徒の人間として調和のとれた成長を目指し、国家および社会の形成者として心身ともに健全で、21世紀を主体的に生きることができる国民の育成を期する」という観点に立って審議をすすめ、そこでまとめたものを、平成10年7月29日付けて、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（概要）（＊資料1 以後、「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善（平成10年）」と省略する）」として答申した。これらの答申の内容は、順次、幼稚園、小学校等については教育課程の基準および学習指導要領に反映されて、それぞれの段階に応じて授業の中に取り込まれ、指導されることになっている。

大学教育については、大学審議会から平成10年10月26日付けて答申された「21世紀の大学像と今後の改革方策について（＊資料2）」の中に示されている。

3 「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善」および「21世紀の大学像と今後の改革方策について」と、「知的生産の技術教育」との関連性について

本章では、平成10年7月29日、教育課程審議会より答申のあった「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善」および平成10年10月26日、大学審議会より答申のあった「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の内容と、「知的生産の技術教育」との関連性について検討する。

(1) 「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善（平成10年）」との関連性について

さて、「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善について（平成10年）」

(以後、「新教育課程の基準（平10）」と省略する)の全体は、次のような構成になっている。

前文

- [1] 教育課程の基準の改善の基本的な考え方
- [2] 教育課程の編成及び授業時数等の枠組み
- [3] 各学校ごとの教育課程の編成及び授業時数等
- [4] 各教科・科目等の内容
- [5] 教育課程の基準の改善の関連事項

次に「新教育課程の基準（平10）」の内容から、知的生産の技術教育に関すると思われる箇所を引用のうえ、「知的生産の技術」の学校教育への導入の可能性について検討する。（＊資料1 96ページ参照）

(資料1－引用1)

[1] 教育課程の基準の改善の基本的な考え方

(1) 教育課程の基準の改善に当たっての基本的な考え方

(ア～エは省略)

オ 完全学校週5日制下の教育内容の在り方

完全学校5日制の導入を契機に、教育は学校教育のみで完結するのではなく、学校教育では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要であるとの観点に立った教育活動が展開されることが大切である。

カ 教育内容の厳選と基礎・基本の徹底

教育内容をその後の学習や生活に必要な最小限の基礎的・基本的内容に徹底的に厳選する一方、その厳選された基礎的・基本的内容については、繰り返し学習させるなどして、確実に習得させるようにする。

教育内容の厳選は、単なる完全学校週5日制に対応するためのものにとどまらず、授業時数の縮減以上に思い切って行い、ゆとりの中で繰り返し学習したり体験的な活動や問題解決的な学習にじっくり取り

組めるようにする。

キ 学習の指導と評価の在り方

これからの学校教育においては、基礎・基本を徹底しつつ、従来の多くの知識を教え込むことになりがちな授業を改め、子どもたちが自分で考え、自分の考えをもち、自分の言葉で表現するなどの力の育成を重視する指導を進めていく必要がある。

学力については、これを単なる知識の量と捉えるのではなく、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付けているかどうかによって捉えるべきである。ただし、その基盤として一定の知識・技能等を身に付けていることが不可欠である。

「知的生産の技術」はその内容からいって、人の知的活動を生産に結びつけるときに必要となる技術である。これは従来の教科に見られるような「知識の獲得」を目指したものとは意味が異なる。『知的生産の技術』が扱っている内容は、そのひとつひとつを取り上げれば、誰でもが知っているようなことばかりで、技法としてはとくに目新しいものではない。そのために、知識や新しい技術を内容とする学問的成果を教えることを目指してきた、これまでの学校教育の中では、知的生産の技術で取り上げているような内容を、一つの教科として独立させて教えるべきもの、という認識にいたらなかったのかもしれない。

「基礎・基本を徹底しつつ、従来の多くの知識を教え込むことになりがちな授業を改め、子どもたちが自分で考え、自分の考えをもち、自分の言葉で表現するなどの力の育成を重視する指導を進めていく必要がある」とうたわれているこれからの学校教育においては、自主的に学び、考え、表現するための基礎教育である「知的生産の技術」は、必須の教科となるはずである。さらに「学力については、自ら学び自ら考える力などの＜生きる力＞を身に付けているかどうかによって捉えるべきである」とする考え方にも、そのまゝ合致するものである。

(資料1－引用2)

[1] 教育課程の基準の改善の基本的考え方

(2) 教育課程の基準の改善のねらい (①は省略)

② 自ら学び、自ら考える力を育成すること

多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、児童生徒の立場に立って、知的好奇心・探求心をもたせ、自ら学ぶ意欲と主体的に学ぶ力を身に付け、論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する力を育成し、創造性の基礎を培い、社会の変化に主体的に対応し行動できるようすることを重視した教育活動を積極的に展開する。また、知識と生活との結びつきを重視して、知識や技能等が総合的に働くようにするとともに、体験的な学習、問題解決的な学習、調べ方や学び方の育成を図る学習を活発に行う。

ここで述べられている「知的好奇心・探求心」こそ、自ら学び自ら考える力=生きる力、の原動力となるものである。これまでの知識を教える教育は、児童生徒側からいえば「受け身の教育」であった。それが、これからは「自主的に学ぶ教育に転換しよう」というのである。教師が「教える」教育から児童生徒たちが「自ら学ぶ」教育に転換しなければならないということは、指導する側としては、何をどう指導すればよいのか。教育委員会はじめ、教える側は大問題を突きつけられたのである。天動説の時代から地動説の時代へと、日本人の教育観も、文字どおり、コペルニクス的転換が迫られているというべきではなかろうか。

児童生徒に「自ら学ばせる」ためにはどうしたらよいのか。一番に考えられることは、まず「学ぶための方法」を学ばせることである。「知的生産の技術」が扱う内容の前半は、知識や情報を収集し活用するための「方法論」である。これまでの学校教育の中では、方法論はあまり重要視されてこなかった。だから、「ノートの取り方」ひとつを取り上げてみても、そのやり方

は各自にまかされ、授業の中で訓練されることはなかった。その結果、学生たちは大学に入ってから、ノートで苦労するはめになった。小学生時代から訓練していれば、こんなことにはならずすんだはずである。

さらに、「知識と生活との結びつきを重視して、知識や技能等が総合的に働くようにするとともに、体験的な学習、問題解決的な学習、調べ方や学び方の育成を図る学習を活発に行う」とある。知的生産の技術は「どれひとつをとっても、理屈はしごくかんたんである。ただし、この種のことは、頭でいくら理解しても、やってみなければまったく無意味である。自分でいろいろ、やってみていただきたい。さまざまな技法を開発できるであろう。（中略）くりかえしうが、実行がかんじんである。実行しないで、頭で判断して、批判だけしていたのでは、なにごとも進展しない。どの技法も、やってみると、それぞれにかなりの努力が必要なことがわかるだろう。こういう話に、安直な秘けつはない。自分で努力しなければ、うまくゆくものではない」（『知的生産の技術』216ページ）と、著者自身が書いていることからも分かるように、「知的生産の技術」は、新しい教育課程の基準が目指す教育の意図を、そっくり実現するものである。

（資料1－引用3）

[1] 教育課程の基準の改善の基本的考え方

(3) 各学校段階・各教科等を通じる主な課題に関する基本的な考え方

（ア～オは省略）

力 横断的・総合的な学習・教育課程の基準の大綱化・強力化

各学校の創意工夫を生かした指導が一層行われるよう、教科等の特質に応じ目標・内容を複数学年まとめて示したり、学校や児童生徒の選択の幅を拡げたりするなど教育課程の基準の一層の大綱化や弾力化を図る。

また、「総合的な学習の時間」を創設し、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動や横断的・総合的な学習活動などを一層展開で

きるようとする。

(資料1－引用4)

[2] 教育課程の編成及び授業時数等の枠組み

(1) 教育課程の編成

小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程は、現行の各教科等に、「総合的な学習の時間」を加えて編成することとする。

(2) 「総合的な学習の時間」

ア 各学校が特色ある教育活動を展開できるようにするとともに、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習を各学校の創意工夫を生かして実施するため「総合的な学習の時間」を創設する。

イ 「総合的な学習の時間」のねらいは、各学校の創意工夫を生かして行われる横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習などを通じて、自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることであり、また、学び方やものの考え方を身に付け、問題解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度の育成を図るとともに、自己の生き方にについて自覚を深めることである。これらを通じて、各教科等それぞれで身に付けられた知識や技能などが相互に関連付けられ、深められ児童生徒のなかで総合的に働くようになると考えられる。

ウ 「総合的な学習の時間」の教育課程上の位置付けについては、そのねらい、各学校とも教育課程上必置とすること、授業時数の基準を定めることなどにとどめ、各教科のように内容を規定することはしない。教育課程の基準上の名称は「総合的な学習の時間」とし、具体的な名称は各学校で定めることとする。

エ 「総合的な学習の時間」の学習活動は、各学校が創意工夫を十分発揮して展開する。具体的な学習活動は、例えば国際理解、情報、

環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、適宜学習課題や活動を設定して展開する。

小学校において外国語会話等が行われるときは、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校にふさわしい体験的な学習活動を行うことが望ましい。さらに、高等学校では、生徒が主体的に設定した課題について知識・技能の深化・総合化を図る学習や、自己の在り方生き方や進路について考察する学習などをこの時間に行うよう配慮する。

新しい教育課程の基準の中で、とくに、これまでになかった、まったく新しいアイテムは「総合的な学習の時間」の設置である。

「総合的な学習の時間」のねらいにあげられた、＜自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることであり、また、学び方やものの考え方を身に付け、問題解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度の育成を図るとともに、自己の生き方について自覚を深めることである。＞とは、まさに、学校教育においては「知的生産の技術」を教えねばならない、と説かれているようなものではないか。まるで、これから筆者が主張しようとしていることを、先回りしていわれているような印象をうけた。

さらに、これが文部省から出てきたとは思えないほどに画期的、というよりは、まさしく革命的ともいうべき点は、ウで述べられている「総合的な学習の時間」の教育課程上の位置付けについて、の部分である。

＜…授業時数の基準を定めることなどにとどめ、各教科等のように内容を規定することはしない。教育課程の基準上の名称は「総合的な学習の時間」とし、具体的な名称は各学校で定めることとする＞とあり、＜学習活動は、各学校が創意工夫を十分發揮して展開する＞ともいう。

注目すべきところは、まだある。

＜具体的な学習活動は、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの

横断的・総合的な課題、（後略）>。

もし、総合的な学習の時間に「知的生産の技術」に関する教育が導入できるとすれば、「例えば」としてあげてあるように、「情報」の具体的な学習活動の一環としてではなかろうか。ときには英語学習と結びつけて、「国際理解」にも関連づけることができよう。「知的生産の技術」には、言語運用能力、とりわけ文章力が不可欠な能力であるから、それが国語であれ、世界語であれ、文章力が基本的に身についていれば、その応用編として、会話力も発揮できるからである。

「知的生産の技術」は、既存の知識や情報をもとでに知的活動を働かせて新しい情報を創造するものである。その方法のひとつひとつは誰でもが知っているような簡単な技法であるが、それが全体としてひとつのシステムとしてはたらくとき、さまざまな技法があい関連して、共通のプリンシピルで結ばれて効果的な方法となるのである。社会的・文化的条件は時代とともに変化を続けるであろうが、この中に提示されている考え方や方法は、いつの時代にも、十分適応が可能である。『知的生産の技術』の中には、知的生産に関する「原理原則的な考え方と方法」が集められている。たとえば、ペンがタイプライタ、さらにはワープロ、そしてパソコンに変わっても、文章を書く技術そのものは変わらない。

『知的生産の技術』には、個別のマニュアルではなくて、人間の知的活動をうながす「原理原則」が扱われている。原理原則とは、個人的、社会的、文化的条件が変わっても、持続しつづけるものである。

(2) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について（平成10年10月26日答申）」との関連性について

さて次は、「大学教育」と知的生産の技術との関連性についてである。これについては、「第1章 21世紀初頭の社会状況と大学像 1 21世紀初頭の社会状況の展望と高等教育」にある、次のとこばに留意したい。

(資料2－引用1)

(1) 高等教育を取りまく21世紀初頭の社会状況の展望等 —「知」の再構築が求められる時代—

- 多様で新しい価値観や文明觀の提示等が強く求められる時代。このため、大学等がより幅広い視点から「知」を総合的に捉え直し、知的活動の一層の強化のための改革が強く求められる。

「21世紀初頭の社会状況の展望」として、<—「知」の再構築が求められる時代—>の期間としては、20年間をひとくぎりとして論を進める。その理由は、生まれた子どもが20年で成年に達する期間だからである。ひとつの世代を30年とする計算の仕方もあるが、それでは今や少し長すぎる。

これから20年間の世界の「知」の展望について、予測を試みたい。

次の20年間で世界の状況は一変する。たとえば、あのベルリンの壁が崩壊することを予測した人は、11年前にはおそらく誰ひとりとしていなかつたはずである。それが、本年は壁崩壊から10周年を経過して、11月9日には当時の指導者たちが一堂に再会して、成功を祝ったのであった。

さらに10年たてば20周年になるが、その間にヨーロッパでは各国の通貨に代わって、ユーロがEU単一の基軸通貨として使われる時代になっているのである。ドルを基軸通貨とするアメリカ文明が世界の経済と文化を支配し、いわゆる「グローバル化＝アメリカ化」とまでいわれるのが現代社会である。それに対抗するためには、ヨーロッパ諸国が一致団結して「ヨーロッパ文明」の復権を図る必要がある、ということであろう。

さて、そういう時代にあって、日本は円を基軸通貨とする「日本文明圏」を構築することが可能であろうか。それとも、日本人は独自の文明を構想するよりは、寄らば大樹の陰、ということでアメリカ、あるいはヨーロッパのどちらかの文明の傘のもとに生きていくのであろうか。それとも、そのようなことには無関心で、景気がよくなることだけを願って、その日暮らしを続けていくのであろうか。

「多様で新しい価値観や文明観の提示等が強く求められる時代」を目前にして、まさしく、日本国民の価値観や文明観が問われようとしているのである。

(3) 文明における言語の重要性

『知的生産の技術』といえば、カードなど、話題となったことは多かったが、この本には「日本文明の将来」についても言及されている。「11章 文章」には、次のような意見が提示されている。

国語と国文学は、まったく別の教科とかんがえてはどうだろうか。国文学の授業は、国文学専攻の人がうけもてばいい。しかし、国語の問題、ひいては文章の問題は、むしろ、情報工学の問題としてかんがえたほうがいいのではないか。大学でいえば、工学部に情報工学なり言語工学なりの学科をつくり、その出身者が担当するようにするのである。

やや急進的な意見かもしれないが、将来の日本文明における知的生産の技術、とりわけ、文章によるコミュニケーションの重要性をおもって、こういうこともかんがえてみたのである。（213ページ～214ページ）

言語の問題は、日本文明の将来にもかかわる重大事である。この見解は、文章によるコミュニケーションの重要性が新世紀、ひいては新千年紀になつても、知的生産の技術においてますます切実なものになる、との認識のうえに立って、初めて成り立つものであろう。

1969年当時（同書の初版刊行年）においては、引用文にいう「文章」とは、もちろん日本語のそれであった。そのことは現在でも、基本的には同じである。ただ、今ではそれが、時には「外国語、とりわけ英語」の文章でもあり得る時代になっていることは、否めないであろう。

ところで、「日本人は英会話はへたであるが、英作文なら何とかなっている」という伝説があった。はたして、ほんとうにその通りであるのか、どう

か。Eメールがやりとりされる時代になってみると、じつは、英語で書くことも、日本人はたいしてできないことがバレてしまった、という説もある。ここでそれを検証している余裕はないが、いずれにせよ、大多数の日本人にとって、英語は上手に話せないけれども書くことならできる、というのが、どの程度に事実なのかは、しかるべき機関において調べてみる価値のある問題ではあるに違いない。

4 日本国民と国語との関係について

本章では、第3章、第2節、②で取り上げた「文明における言語の重要性」について、日本人と国語との関連から見ておきたい。

(1) 英語公用語論について

先ごろ「日の丸」が国旗、「君が代」が国歌、として初めて制定された。しかし、あらゆる知的活動の基本ともいべき言語、この場合は「日本語」が、「国語」として法的に決められたことはない。これはおそらく、日本人にとっての「日本語」は、日の丸や君が代以前の、あまりにも当然のこと、問題にすらならない存在であるから、わざわざ「日本語」が「国語」である、とは制定されないままになっているのであろうか。

ところで、最近にいたって日本においても「英語を公用語」に、という論者たちが少数ながら、現れている。これは今後ますます論議の対象になる問題を含んでいるものと思われる。なぜかといえば、日本語とは異なり、いわゆる「英語」となれば、日本人にとっての公用語として「自明の言語」とは言えないからである。

この「英語を日本の公用語に！」という主張には、国際的に活動している人たち、たとえばジャーナリストやビジネスマン、研究者、学者たちの中には、賛同者が多いと考えられる。現代は、もはや「国語＝日本語」だけでは世界に通用しない時代になりつつあるからである。

とくに、インターネットやEメールが、ビジネスや学問研究の世界はもとより、私的な情報通信においてさえ、ごく日常的に使用されている今日では、「英語なしでは、やっていけない」人たちが増えていることも事実である。それでこそ、さきに言及した主張、すなわち「英語公用語論」が支持者を増やしつつあることも、それなりに理解はできる。（ただし、筆者自身は、英語公用語論者の主張が正しいと考えているわけではない。私見については別稿にゆづるとして、ここでは現にそのような論者たちがいる時代に突入したという事実に注目している、ということだけを述べておきたい。）

以上、グローバル化時代の言語環境の一端について見てきたが、つぎに、日本においても英語が「公用語」に制定された、と想定してみよう。

もしも、そのようなことになれば、小学校から英語の授業が行われるはずである。これまで中学校から英語を学んできたのだが、高校、大学（2年間）と、合計8年間も英語教育をうけてきたのに、日本国民の大部分は、英語がほとんどできなかった。しかし、21世紀になれば、なにしろ小学校から英語を習っているのだから、十数年間の学習によって、今度こそ、世界に通用する英語能力を身につけた日本国民となるはずであるから、めでたし、めでたし、ということになるのであろうか。もし、そうなれば、英語公用語論者たちは、立派な愛国的日本国民として、人びとに感謝されることになるのであろうか。

(2) 世界の情報戦争と日本語の表記

さて、英語が日本国民にとっても「公用語（国語の一つ）」として必要であるという考え方には、この地球的情報時代に、日本人あるいは日本国民も、昔風にいうならば欧米列強に遅れることなく、世界的情報戦争に敗けないよう、という「愛国心」からでてきたものではないか、と思われる。

それにしても、新しい千年紀を迎えるという今日において、世界を統一する組織体としては、あいかわらず、第二次世界大戦の戦勝国によって作ら

れた「国連」しか存在しないということは、いささか問題であろう。しかし、そういう現状から思えば、日本人が上記のように思わざるを得ないのも、理解できる。国連とはご存じのとおり、英語でいえば United Nations、つまり「連合国家（複数）」すなわち、主権国家群である。その点、第一次大戦後にできた「国際連盟」 League of Nations よりは、後退した名称である。国際連盟の時代には、フランス語が今よりは幅をきかせていた。

第二次大戦後、半世紀もすぎ、ベルリンの壁が崩壊して10年たった現在でさえも、敗戦国であったドイツ、日本、イタリアなどの言語は、国連の公用語とは認められていない。ちなみに、例の石油ショックのおかげで、アラビア語は公用語として途中から追認されているが、これも奇妙なことといわざるを得ない。

ここで、梅棹忠夫の日本語論を紹介しておく。かれは「世界の情報戦争に勝つには、漢字を捨て、ローマ字表記に改めること。このままでは21世紀半ばに日本はぼしやる」（読売新聞1999年11月3日付、勲1等瑞宝章受賞にあたっての談話記事）と語っているが、これは若いころからの主張で、現在、日本ローマ字会の会長をつとめている。

先ほどから見てきたように、日本の識者のほとんどが「世界の情報化にたいする言語対応策」といえば、素直に「英語が国際語」と考える時代にあっても、梅棹は終始一貫して「日本語」を残すことを考えている。その方法としては日本語の「漢字仮名文字表記」を捨て、「ローマ字表記」を採用することを主張する。現在のところ、日本語の表記は、ワープロやパソコンの変換機能の導入によって「漢字・仮名混じり表記」で解決済み、と考えている日本人が多いが、それは言語問題を文化的にしか見ていない人の考え方である。

日本文化のなかで育ち、現状の漢字仮名混じり文に慣れた日本人にとっては、当然のことながら「漢字仮名文字表記」は捨てがたい。梅棹も個人的には、使い慣れた漢字にも仮名にも、おおいに愛着がある。それなのに、あえ

て漢字仮名文字を捨て、急進的なローマ字表記を主張するのは、あくまでも「日本文明を守りたい」という愛国的感情によるものであろう。そういう考え方の持ち主であればこそ、日本国政府が認めたように、勲1等瑞宝章に値する人物というべきかもしれない。

私自身の経験をいえば、数年前、学生のアメリカ研修の引率をしたことがあるが、そのとき日本にいる、日本語を理解できるアメリカ人の同僚の先生に、前半分は英語で、後半は日本語で書いたメールを送ったことがある。何故そうしたかというと、私が英語で文章を書くのは不得手で、たいそう時間がかかったからである。ところが、その人のパソコンには日本語のフォントがインストールされていなかったために、後半部分は文字化けして読めないと、その人から再び私のところにメールが送り返ってきた。そこで次の年には、他の先生に引率された研修生に、ローマ字表記の日本語でメールしてみた。この手を使えば、アメリカの大学のコンピュータにも日本語が送れることがわかっていたからである。わたしは学生の英語学習の邪魔をしたことになるのだが、日本からのメールを期待していた学生には好評で、たびたび返事が返ってきた。これは、日本人同士のコミュニケーションだから、国際交流には役に立たない、といわれるかもしれないが、日本語を音声できいて少しはわかる初心者の外国人には、ローマ字表記の日本文のほうが、漢字仮名混じり文よりは理解されやすいであろう。ローマ字表記の日本語は、日本語フォントの入っていないコンピュータに日本語を送る方法としても活用できる。

さて、以上、少し横道に入りすぎたように思われるかも知れないが、必ずしもそうではない。次の世紀において、日本人が日本国民として、あるいは地球市民として、世界の人びとと交流していく際に、主として何語を使用するのかというのは、知的生産の技術、あるいは情報活動とも、決して無縁のことがらではない。

梅棹の「国語と国文学は、まったく別の教科とかんがえてはどうだろうか。

国文学の授業は、国文学専攻の人がうけもてばいい。しかし、国語の問題、ひいては文章の問題は、むしろ、情報工学の問題としてかんがえたほうがいいのではないか。大学でいえば、工学部に情報工学なり言語工学なりの学科をつくり、その出身者が担当するようにするのである。」という見解はどうであろうか。

かりに、英語が（あるいは、日本語と併用して、英語も）日本国の公用語となった場合、児童生徒たちは、文芸作品などは「国文学」（つまり、今までの日本語で書かれた作品）の時間に習い、「国語」の授業は、日本語と英語で受ける場合もあり得るかもしれない。もちろん、ここでは「情報工学」的に見直されたうえでの国語であって、従来の「日本語」ではない。

私も体験したように、日本語の表記の一つとして、ローマ字が実用される時代が来ているのではないか。

(3) 学校教育への「知的生産の技術」導入の課題

幼稚園、小学校から中学校、高校から大学、さらには大学院へと、学校における各種・各段階の教科の中に、「知的生産の技術」を導入することは、今後ますます重要な課題となってくるものと筆者は考えている。それは「幼稚園、小学校等の教育課程の基準の改善について（平成10年）」や「21世紀の大学像と今後の改革方策について」など、文部省による「教育改革プログラム」でも見てきたとおりで、ご理解いただける事柄であろう。

『知的生産の技術』には、「はじめに」の章と対をなすかたちで、全体を締めくくる「おわりに」という短い章があり、このなかに知的生産の技術の将来を展望した記述がある。最後の最後で著者は「情報時代のあたらしい教育」について、自分の考え方を述べている。

今日までのしつけや教育は、物質の時代にはうまく適合していたであろうが、あたらしい情報の時代には、不適当な点がすくなくないであろ

う。情報の生産、処理、伝達について、基礎的な訓練を、小学校・中学校のころから、みっちりとしこんでおくべきである。ノートやカードのつけかた、整理法の理論と実際、事務の処理法など、基本的なことは、ちいさいときからおしゃれたほうが、いいのではないか。

さきに、文章の教育は、情報工学の観点からおこなうべきだろうといったが、ここにあげたさまざまな知的生産技術の教育は、おこなわれるしたら、どういう科目でおこなわれるのであろうか。国語科の範囲ではあるまい。社会科でもなく、もちろん家庭科でもない。わたしは、やがては「情報科」というような科目をつくって、総合的・集中的な教育をほどこすようになるのではないかとかんがえている。

(217-218ページ)

梅棹が30年前に提唱した「情報科」という名称は、平成10年7月の教育課程審議会答申「幼稚園、小学校等の教育課程の改善について」にも、平成11年3月に告示のあった「高等学校学習指導要領」にも、新たな科目として提示されている。

⑫情報

ア 高等学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用し、主体的に情報を選択・処理・発信できる能力と情報社会に参加するまでの望ましい態度を育成するため、普通教科として「情報」を新設し、必修とする。

イ 教科「情報」に、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用に重点を置く「情報A」、コンピュータの機能や仕組みの科学的な理解に重点を置く「情報B」、情報通信ネットワークなどの社会における役割や影響の理解に重点を置く「情報C」の3科目を設け、これらの中から1科目を選択的に履修できるようにする。

(「幼稚園、小学校等の教育課程の改善について」平成10年)

ここに見られる「情報」の内容は、コンピュータや情報通信ネットワークなど情報の手段を中心におくものであって、＜情報の生産、処理、伝達について、基礎的な訓練を、小学校・中学校のころから、みっちりとしこんでおくべきである。ノートやカードのつけかた、整理法の理論と実際、事務の処理法など、基本的なことは、ちいさいときからおしゃれたほうが、いいのではないか。＞という、情報を扱うための基礎的訓練に重点をおく方法を中心とした「知的生産の技術」教育とは、かなりのずれがある。とはいっても、アにもあるように、「主体的に情報を選択・処理・発信できる能力と、情報社会に参加する上での望ましい態度を育成する」という枠組みはできるわけである。このことは、大いに評価できることである。

このあたりのことを考え、教育の場でどのように具体化して進めていくのかが、これからの課題となるであろう。

おわりに

本稿は『知的生産の技術』の「おわりに」の結びの言葉、「こういう話題について、たくさんの読者の、活発な討論と研究発表を期待したい」（218ページ）に応えて、筆者に可能な範囲において試みている一連の研究の「その1」として公表するものである。

次なる課題は、『知的生産の技術』を原典とした場合の指導方法の確立であろう。知的生産の技術教育の学校教育への導入は、幼稚園から大学まで、あらゆる段階における学校において使用可能な、各種・各様の指導書やテキストを、創意工夫をこらして開発できるかどうかにかかっていると、筆者は理解している。

【注】

* 1) 以来、ずっとロングセラー。1999年6月現在で68刷、1210,000万部が発行されている。日本経済新聞1999.6.28より

* 2) 学校教育法に定める学校。学校教育法 第一章 総則 第一条に、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と明記されている。

* 3) 教育課程の基準および学習指導要領。学校教育法施行規則による。

現行の教育課程の基準および学習指導要領は、小学校、中学校については平成元年12月に改正された施行規則によるものであるが、平成14年4月1日からは平成10年12月14日付け文部省令第44号による新令で施行される。高等学校については現行の教育課程は平成元年12月に改正された施行規則によるものであるが、これは平成11年3月29日文部省令第7号によって改正された。改正後の施行規則のうち、第57条、第63条の2および別表第3の規定は、平成15年4月1日以降、高等学校の第1学年に入学した生徒にかかる教育課程、および全課程の修了の認定から適用される。

新令（小学校・中学校は平成10年12月14日付、高等学校は平成11年3月29日付）による教育課程の基準と学習指導要領についての記述は、下記の通りとなっている。

小学校については第二章 小学校 第2節 教科 [教育課程の基準] 第24条 小学校的教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、特別活動、並びに相互的な学習の時間によって編成するものとする。②私立小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。 [授業時数] 第24条の2 小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1（省略）に定める授業時数を標準とする。 [教育課程の基準] 第25条 小学校的教育課程については、この節に

定めるもののか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

中学校については、第三章 中学校 [教育課程の編成] 第53条 中学校的教育課程は必修教科、選択教科、道徳、特別活動、及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。② 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下この条において「国語等」という。）の各教科とする。③ 選択教科は、国語等の各教科及び第54条の2に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域および学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。第54条 [授業時数] 中学校（併設型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2（省略）に定める授業時数を標準とする。[教育課程の基準] 第54条の2 中学校的教育課程については、この章に定めるもののか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

高等学校については、第四章 高等学校 [教育課程の編成] 第57条高等学校の教育課程は、別表第3に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。[その他の教育課程の基準] 第57条の2 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののか教育課程の基準として文部大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。[教育課程道の研究上の特例] 第57条の3（省略） [校長の全課程終了の認定] 第63条の2 別表第3（省略）

附則（平成11年3月29日文部省令第7号）

- 1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれの該当各号に定める日から施行する。
 - 一 第73条の16及び別表第1の改正規定 平成11年4月1日
 - 二 第47条、第65条の4、第72条の7、第73条の7、第73条の8代73条の

11及び別表第3の2の改正規定 平成14年4月1日

三 第57条、第63条の2、第73条の9、別表第3及び別表第4の改正規定
平成15年4月1日

2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。） 第57条、第63条の2及び別表第3の規定は平成15年4月1日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（新令第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない課程にあっては、同日以降に入学した生徒（新令第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））に係る教育課程及び全課程の終了の規定から適用する。

なお、盲、聾、養護学校については、同第六章特殊教育〔教科・学科・保育内容〕第73条に、幼稚園については、同第七章幼稚園〔保育内容〕第79条に規定されている。

【資料1】教育課程審議会答申（平成10年7月29日）

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（概要）

平成10年7月29日

教育課程審議会答申

前文

教育課程審議会は、平成8年8月、文部大臣から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、及び養護学校の教育課程の改善について」諮問を受け、幼児児童生徒の人間として調和のとれた成長を目指し、国家及び社会の形成者として心身ともに健全で、21世紀を主体的に生きることができる国民の育成を期するという観点に立って審議を進めた。

なお、教育課程の基準については、不斷に見直し、その改善に向けた検討を行っていくことが必要であり、従来、基準の改定時に必要に応じて設置されてきた教育課程審議会の在り方を見直し、常設化することが適当である。

[1] 教育課程の基準の改善の基本的な考え方

(1) 教育課程の基準の改善に当たっての基本的な考え方

(子どもたちの成長への願いと学校への期待)

教育は、子どもたちが幼児期から思春期を経て、自我を形成し、自らの個性を伸長・開花させながら発達を遂げていく過程を扶ける営みである。その営みは学校のみが担うものではなく、学校、家庭、地域社会が連携を図り、それぞれの教育機能を十分に發揮してはじめて子どもたちのよりよい発達が促される。子どもたちの生活の在り方や学習の環境を変え、学校、家庭及び地域社会の役割を見直し、学校では学ぶことの動機付けや学び方の育成を重視し、家庭や地域社会で担うべきものや担った法がより効果が得られるものについては家庭や地域社会において担うなどして、よりバランスのとれた教育が行われることが必要である。

学校は、子どもたちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。また、学校では、教科の授業だけでなく、学校でのすべての生活を通して、子どもたちが友達や教師と共に学び合い活動する中で、存在感や自己実現の喜びを味わうことができるようになることが大切である。

教育課程審議会においては、このような子どもの成長への願いと学校への期待をもちながら、教育課程の基準の改善について、次のような基本的な考え方方に立って検討した。

ア 各学校段階の役割の基本

各学校段階の役割の基本については、次のように考えた。

幼稚園においては、幼児の要求や自発性、好奇心を重視した遊びや体験を通した総合的な指導を行うことを基本とし、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、ものごとに自分からかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度の基礎を培う。

小学校においては、個人として、また、国家・社会の一員として社会生活を営む上で必要とされる知識・技能・態度の基礎を身に付け、豊か

な人間性を育成するとともに、様々な対象とのかかわりを通じて自分のよさ・個性を発見する素地を養い、自立心を培う。

中学校においては、個人として、また、国家・社会の一員として社会生活を営む上で必要とされる知識・技術・態度を確実に身に付け、豊かな人間性を育成するとともに、自分の個性の発見・伸長を図り、自立心を育成していく。

高等学校においては、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図る。

盲学校、聾学校及び養護学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識や技能等を養い、個性を最大限に伸長し、自立し、社会参加するために基盤となる資質や能力の育成を図る。

イ 子どもの現状、教育課程実施の現状と教育課題

いじめ、不登校、青少年非行などの憂慮すべき状況、倫理観や社会性の不足などを背景として心の教育の重要性が指摘されている。また、学校の道徳教育について各教師の理解と取組、学校全体としての実践が十分でない状況も指摘されている。

現行の教育課程の下における我が国の子どもたちの学習状況は全体としてはおおむね良好であると思われるが、一方、教育内容が十分に理解できない子どもたちが少なくないこと、自ら調べ判断し、自分なりの考えをもちそれを表現する力が育っていないこと、多角的なものの見方や考え方方が十分でないこと、積極的に学習しようとする意欲が高くないなどの問題もある。

ウ 「時代を超えて変わらない価値あるもの」を身に付ける

教育においては、どんなに社会が変化しようとも「時代を超えて価値あるもの」を子どもたちがしっかりと身につける必要がある。

エ 社会の変化に柔軟に対応し得る人間の育成

教育においては、社会の変化を見通しつつ、これに柔軟に対応し得る人間の育成を期する必要がある。

オ 完全学校週5日制下の教育内容の在り方

完全学校5日制の導入を契機に、教育は学校教育のみで完結するのではなく、学校教育では生涯学習の基礎となる力を育成することが重要であるとの観点に立った教育活動が展開されることが大切である。

カ 教育内容の厳選と基礎・基本の徹底

教育内容をその後の学習や生活に必要な最小限の基礎的・基本的内容に徹底的に厳選する一方、その厳選された基礎的・基本的内容については、繰り返し学習させるなどして、確実に習得させるようとする。

教育内容の厳選は、単なる完全学校週5日制に対応するためのものにとどまらず、授業時数の縮減以上に思い切って行い、ゆとりの中で繰り返し学習したり体験的な活動や問題解決的な学習にじっくり取り組めるようとする。

キ 学習の指導と評価の在り方

これからの中等教育においては、基礎・基本を徹底しつつ、従来の多くの知識を教え込むことになりがちな授業を改め、子どもたちが自分で考え、自分の考えをもち、自分の言葉で表現するなどの力の育成を重視する指導を進めていく必要がある。

学力については、これを単なる知識の量と捉えるのではなく、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付けているかどうかによって捉えるべきである。ただし、その基盤として一定の知識・技能等を身に付けていることが不可欠である。

各教科の学習の評価の在り方についても、学校・学年段階、教科の特質等を考慮しつつ改善を図る必要がある。

(2) 教育課程の基準の改善のねらい

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成

すること

調和のとれた豊かな人間性や社会性を一層重視し、相手を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、ボランティア精神、未来への夢や目標を抱きその実現に努める態度などを育成するとともに、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観の育成を重視し、規範意識や公徳心、正義感や公正さを重んじる心、善悪の判断、強靭な意志と実践力、自己責任の自覚や自立・自制の心、また、たくましく生きるための健康や体力の基礎をはぐくむ。

我が国や郷土の歴史や文化・伝統の理解を深め、これらを愛する心を育成するとともに、広い視野をもって異文化を理解し国際協調の精神を培い、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する。

② 自ら学び、自ら考える力を育成すること

多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、幼児児童生徒の立場に立って、知的好奇心・探求心をもたせ、自ら学ぶ意欲と主体的に学ぶ力を身に付け、論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し、創造性の基礎を培い、社会の変化に主体的に対応し行動できるようにすることを重視した教育活動を積極的に展開する。また、知識と生活との結びつきを重視して、知識や技能等が総合的に働くようにするとともに、体験的な学習、問題解決的な学習、調べ方や学び方の育成を図る学習を活発に行う。

③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること

時間的・精神的にゆとりある教育活動が展開される中で、厳選された内容の確実な定着を図るとともに、幼児児童生徒が興味・関心等に応じた学習に主体的に取り組むことができるようとする。

義務教育で共通に教育すべき内容は、社会生活を営む上で真に必要な

内容に厳選するとともに、個性を生かす教育の一層の充実を図り、幼児児童生徒の興味・関心等を生かし、主体的な学習や個に応じた指導の一層の工夫改善を図る。また、小学校高学年から、課題選択などを取り入れ、中学校においては、学年段階に応じ漸次選択幅の拡大を図り、高等学校においては、生徒による選択を基本とし、共通に履修させる内容は最低限にとどめる。

④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育特色ある学校作りを進めること

各学校において、地域や学校、幼児児童生徒の実体等に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育を展開し、特色ある学校づくりを進めることができるように、教育課程の大綱化、弾力化を図り、時間割や教育課程について各学校が一層創意工夫を生かして編成できるようにする。また、選択学習の幅を拡大するとともに、「総合的な学習の時間」を創設し、各学校の創意工夫を生かした教育活動が一層活発に展開できるようにする。

また、学校と家庭・地域社会が十分連携を図るとともに、開かれた学校づくりを推進する。

(3) 各学校段階・各教科等を通じる主な課題に関する基本的な考え方

ア 道徳教育（省略）

イ 国際化への対応（省略）

ウ 情報化への対応

各学校段階を通じ一貫した系統的な情報教育が行われるよう関係教科等の改善充実を図る。各教科等の学習においてコンピュータ等の積極的な活用を図り、小学校では「総合的な学習の時間」など様々な時間でコンピュータ等の情報手段を活用する。中学校では技術・家庭科の中でコンピュータの基礎的な活用技術の修得など情報に関する基礎的内容を必修とし、高等学校では教科「情報」を新設し必修とする。

エ 環境問題への対応

(省略)

オ 少子高齢化社会への対応等

(省略)

カ 横断的・総合的な学習・教育課程の基準の大綱化・強力化

各学校の創意工夫を生かした指導が一層行われるよう、教科等の特質に応じ目標・内容を複数学年まとめて示したり、学校や児童生徒の選択の幅を広げたりするなど、教育課程の基準の一層の大綱化や弾力化を図る。

また、「総合的な学習の時間」を創設し、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動や横断的・総合的な学習活動などを移送展開できるようにする。

[2] 教育課程の編成及び授業時数等の枠組み

(1) 教育課程の編成

小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程は、現行の各教科等に、「総合的な学習の時間」を加えて編成することとする。

(2) 「総合的な学習の時間」

ア 各学校が特色ある教育活動を展開できるようにするとともに、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習を各学校の創意工夫を生かして実施するため「総合的な学習の時間」を創設する。

イ 「総合的な学習の時間」のねらいは、各学校の創意工夫を生かして行われる横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習などを通じて、自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるることであり、また、学び方やものの考え方を身に付け、問題解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度の育成を図るとともに、自己の生き方にについて自覚を深めることである。これらを通じて、各教科等それぞれで身に付けられた知識や技能などが相互に関連付けられ、深められ児童生徒のなかで総合的に働くようになると考えられる。

ウ 「総合的な学習の時間」の教育課程上の位置付けについては、そのねらい、各学校とも教育課程上必置とすること、授業時数の基準を定めることなどにとどめ、各教科のように内容を規定することはしない。教育課程の基準上の名称は「総合的な学習の時間」とし、具体的な名称は各学校で定めることとする。

エ 「総合的な学習の時間」の学習活動は、各学校が創意工夫を十分發揮して展開する。具体的な学習活動は、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、適宜学習課題や活動を設定して展開する。

小学校において外国語会話等が行われるときは、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校にふさわしい体験的な学習活動を行うことが望ましい。さらに、高等学校では、生徒が主体的に設定した課題について知識・技能の深化・総合化を図る学習や、自己の在り方生き方や進路について考察する学習などをこの時間に行うよう配慮する。

オ 「総合的な学習の時間」の授業時間数等については、小学校は第3学年以上で各学年に年間105単位時間又は110時間、中学校は各学年年間70単位時間を下限とし幅をもった授業時数を配当する。（別表1、2参照。省略）高等学校については、卒業までに105～210単位時間を配当する。

(3) 授業時間の」基本的な考え方等

ア 年間授業時数については、現行の授業日となっている土曜日の授業時数である年間70単位時間（週あたりに換算して2単位時間）を削減する。

イ 年間授業週数や授業の1単位時間については、各学校の創意工夫を生かした時間割や教育課程が編成できるよう一層の弾力化を図る。

[3] 各学校ごとの教育課程の編成及び授業時数等（省略）

[4] 各教科・科目等の内容

(1) 幼稚園（省略）

(2) 小学校・中学校及び高等学校

① 国語

ア 文学的な文章の詳細な読解に偏りがちであった指導の在り方を改め、自分の考えをもち、論理的に意見を述べる能力、目的や場面などに応じて適切に表現する能力、的確に読みとる能力や読書に親しむ態度などの育成を重視する。そのため、領域構成を、現行の表現と理解の2領域から、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の3領域に改めるとともに、説明や話し合い・討論をすること、記録や報告をまとめるなどの言語活動例を示す。

イ 内容については、文学的な文章の詳細な読解に多くの時間をとっていたことを改めるとともに、例えば小学校における段落分けの指導など現行では毎学年で指導している内容を特定学年で指導するなど、児童生徒の発達段階に応じた重点的な指導が行われるようにする。

ウ 小学校及び中学校では、内容等を2学年まとめて示し、児童生徒や学校の実体に応じた弾力的な指導が行われるようにする。

エ 漢字の指導については、義務教育段階で読み・書きする字種・字数は現行どおりとするが、書きについては上の学年までに確實に書けるように時間をかけて指導するようにする。

オ 古典に関する指導や書写に関する指導は、引き続き適切に行われるようとする。

カ 高等学校では、「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の領域を中心として内容を構成する科目「国語表現Ⅰ」を設け、必修科目とし選択的に履修できるようにする。

② 社会、地理歴史、公民 ③ 算数、数学④理科 ⑤ 生活 ⑥ 音楽、芸術（音楽）⑦ 図画工作、美術、芸術（美術、工芸）⑧芸術（書道）
⑨家庭、技術・家庭 ⑩体育、保健体育 ⑪ 外国語（以上省略）

⑫情報

ア 高等学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報

手段を適切に活用し、主体的に情報を選択・処理・発信できる能力と情報社会に参加するまでの望ましい態度を育成するため、普通教科として「情報」を新設し、必修とする。

イ 教科「情報」に、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用に重点を置く「情報A」、コンピュータの機能や仕組みの科学的な理解に重点を置く「情報B」、情報通信ネットワークなどの社会における役割や影響の理解に重点を置く「情報C」の3科目を設け、これらの中から1科目を選択的に履修できるようにする。

⑬ 専門教育に関する各教科・科目（省略）

⑭ 道徳教育⑮特別活動（以上省略）

(3) 盲学校・聾学校及び養護学校（省略）

[5] 教育課程の基準の改善の関連事項（省略）

【資料2】大学審議会答申（平成10年10月26日）

○21世紀の大学像と今後の改革方策について（概要）

第1章 21世紀初頭の社会状況と大学像

1 21世紀初頭の社会状況の展望と高等教育

(1) 高等教育を取りまく21世紀初頭の社会状況の展望等－「知」の再構築が求められる時代－

○ 多様で新しい価値観や文明観の提示等が強く求められる時代。このため、大学等がより幅広い視点から「知」を総合的に捉え直し、知的活動の一層の強化のための改革が強く求められる。

(2) 我が国の発展と高等教育

○ 大学等が、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという重要な役割を十分に果たしてこそ、21世紀の国際社会において

2 高等教育改革進展の現状と課題

○ 大学改革は着実に進められているが、教育研究面、組織運営面等

について未だ多くの問題点が指摘されており、21世紀に向け更に積極的な改革推進が必要。

3 21世紀初頭の大学像

○ 各大学が教育研究の不断の維持向上を図り切磋琢磨する状況が送出され、それぞれの個性が輝く大学等として発展していくことが必要。

- (1) 高等教育機関の多様な課題（省略）
- (2) 高等教育機関の展望（省略）
- (3) 大学改革び基本理念－個性が輝く大学－（省略）

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

1 課題探求能力の育成－教育研究の質の向上－

(1) 学部教育の再構築

1) 教育内容の在り方－課題探求能力の育成－

○ 課題探求能力（主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的に判断を下すことのできる力）の育成を重視するとともに、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うことを基本とする。（省略）

2) 教育方法等の改善－責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施－

○ 単位制度の実質化のための教育方法等の改善を推進し、学生の卒業時の質を確保

（以下、省略）

(2) 大学院の教育研究の高度化・多様化（省略）

2 教育研究システムの柔構造化－大学の自立性の確保－（省略）

3 責任ある意志決定と実行－組織運営体制の整備－（省略）

4 多元的教科システムの確立－大学の個性化と教育研究の不断の改善－（省略）

5 高等教育改革を進めるための基盤の確立など（省略）

【引用文献】

- ・梅棹忠夫 『知的生産の技術』（岩波新書） 岩波書店1969年7月
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（概要）」（教育課程審議会答申） 教育審議会1998年7月29日
- ・「21世紀の大学像と今後の改革方策について（概要）」（大学審議会答申） 大学審議会1999年10月26日
- ・読売新聞記事「世界踏破、知の探検 梅棹忠夫さん 勲一等瑞宝章」 読売新聞社1999年11月3日

【参考文献】

- ・梅棹忠夫 『知的生産の技術』（岩波新書） 岩波書店 1969年7月
- ・教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（概要）」 1998年7月29日
- ・大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について（概要）」 1998年10月26日
- ・「学校教育法施行規則」『教育小六法 平成11年版』 学陽書房 1999年1月（昭和25年初版発行、平成11年版第1刷）
- ・読売新聞記事「世界踏破、知の探検 梅棹忠夫さん 勲一等瑞宝章」 読売新聞社1999年11月3日
- ・毎日新聞記事「ニュースの焦点 あくなき知的好奇心 勲一等瑞宝章 国立民族博物館 顧問 梅棹忠夫さん」 每日新聞社1999年11月3日
- ・京都新聞記事「文明論を書き続け 勲一等瑞宝章 元国立民族学博物館館長梅棹忠夫さん（79）」 京都新聞社1999年11月3日
- ・特集記事「英語を公用語に！？」『論座』 1999年12月号 朝日新聞社1999年12月1日